

I 計画の基本的事項

計画策定の趣旨

県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせるやまなしの実現に向けて、犯罪対策において重要な再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、今後5年間の指針となる計画を策定する。

再犯防止推進の背景

平成28年12月 「再犯の防止等の推進に関する法律」公布・施行
 第4条：国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた施策を策定・実施する県の責務を明記
 第8条：県・市町村による地方再犯防止推進計画の策定が努力義務化
 平成29年12月 国は「再犯防止推進計画」を策定（計画期間：H30～R4の5年間）

計画の位置づけ

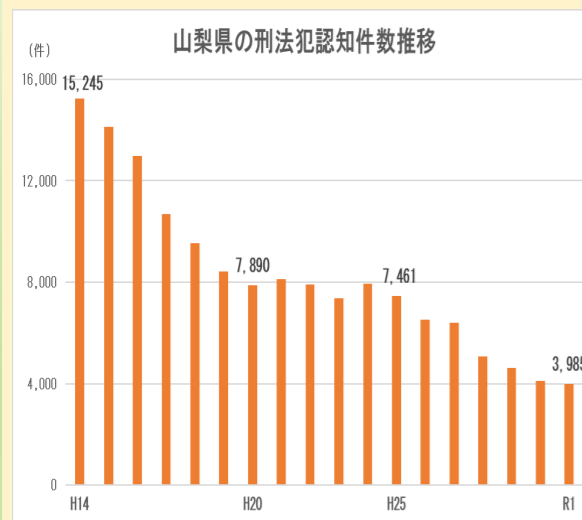
再犯防止推進法に基づく「地方再犯防止推進計画」

計画の期間

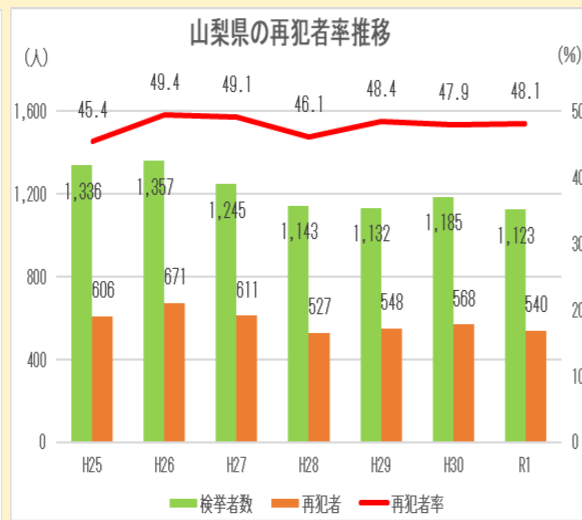
令和2年度～令和6年度（5年間）

II 再犯防止の現状・課題

現状



認知件数は年々減少している



再犯者率は横ばい状態

検挙者に占める再犯者の割合

48.1% (R1)



安全・安心な社会を実現するためには再犯防止対策が必要不可欠

なぜ再犯者率が減少しないのか

課題

- 再犯の防止等に関する理解と関心が不十分
- 犯罪をした者等への偏見の存在
- 前科により就職や就労が困難となっている
- 理解が得られず、適当な住居を確保できない
- 必要な福祉的支援が受けられない
- 薬物依存等の治療や支援が不十分
- 非行少年の進学・復学支援が不十分
- 対象者の特性に合わせた指導・支援の不足
- 孤立し、必要な指導や助言が受けられない

必要となる対策

— 3つの柱 —

県民の理解促進・関心の醸成

立ち直りに向けた効果的な支援の充実

関係機関等との連携強化

III 基本方針

IV 施策の方向

V 具体的な施策

目指すべき姿

1 県民の理解促進・関心の醸成

(1) 再犯防止に対する県民の理解促進

- 関係機関と連携した全県的な広報啓発活動の推進
- 民間協力者（保護司会連合会、更生保護女性連盟等）の活動の促進

2 立ち直りに向けた効果的な支援の充実

(1) 就労・住居の確保

- 就労に向けた相談・支援の充実
- 住居の確保に向けた支援の実施

(2) 保健医療・福祉サービスの利用促進

- 高齢者又は障害のある者等への福祉サービスの利用支援
- 依存症に関する支援の推進

(3) 学校等と連携した非行の防止及び修学支援

- 学校における児童生徒の非行の未然防止
- 非行少年に対する就労・修学支援の実施

(4) 特性に応じた効果的な指導の実施

- ストーカー加害者等に対する支援の実施
- 再犯リスクが高い者に対する指導・支援の促進

3 関係機関等との連携強化

(1) 国・市町村・民間団体等との連携強化

- 関係機関・民間協力者等とのネットワークの構築
- 市町村の再犯防止推進計画策定等の取組への支援

『立ち直り』を支える社会の実現